

# 都留

# 市議会だより



第128号 平成15年8月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号  
☎(43)1111 郵便番号402-8501

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>  
E-mail [gikai@city.tsuru.yamanashi.jp](mailto:gikai@city.tsuru.yamanashi.jp)



## 6月定例会

五月臨時会会期日程

5月13日  
本会議

臨時議長の就任

仮議席の指定

議長の選挙

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

副議長の選挙

常任委員会委員及び議会運営委員

員会委員の選任

議案審議

大月都留広域事務組合議会議員

の選挙

山梨県東部広域連合議会議員の

選挙

六月定例会会期日程

6月13日  
本会議

諸報告

議会運営委員長報告

会議録署名議員の指名

会期の決定

市長上程議案の説明並びに所

信表明

議案審議

議案及び請願の委員会付託

6月19日  
本会議

一般質問

6月23日 総務常任委員会

社会常任委員会

6月24日 経済建設常任委員会

6月27日  
本会議

常任委員長報告

議案審議

(閉会)

平成  
十五年

五

月

臨

時

会

市議会は、五月十三日、統一地方選挙後初の議会（臨時会）を開き、新しい議会の構成を決めました。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七七条の規定により、年長議員である奥秋くに子議員が臨時議長となり、仮議席を指定した後、議長選挙では、指名推選により上杉実議員が当選され、続いて行われた副議長選挙では、指名推選により国田正己議員が当選されました。引き続き、各常任委員並びに議会運営委員の選任、大月都留広域事務組合議会議員及び山梨県東部広域連合議会議員の選挙が行われました。また、市長提出議案としては、承認八件、人事案件一件が上程されそれぞれ承認・同意されて、同日閉会いたしました。

# 正副議長就任あいさつ



上杉議長



国田副議長

市民の皆様には、平素から市議会に対して多大なるご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

私共、このたび統一地方選挙後の臨時議会におきまして、議員各位のご推挙をいただき議長並びに副議長に就任いたしました。誠に身に余る光栄でありますとともに、その責任の重大さを痛感しております。今後はこの職責の重要性を深く認識し、民主的で円滑な議会運営を図るとともに市政の発展に一層の努力を傾注してまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、皆様もご承知のように、長引く不況により地方自治体を取り巻く環境は、大変厳しい状況が続くものと予測され、行財政改革の積極的な推進が叫ばれております。

このような中、本市においても少子・高齢化に伴う保健福祉対策を初めとし、産業経済の活性化対策、教育文化の向上など、多くの重要な問題が山積いたしております。

これらの施策の実現のため、執行機関とともに専心努力し、市民福祉の向上と市勢進展のため全力を傾注してまいります。市民の皆様のご期待にこたえられる議会運営を目指して、万全を期してまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

## 議会運営委員会・常任委員会構成

平成十五年五月十三日改選

### 議会運営委員会

委員会は、議会運営、会議規則、委員会に関する条例など、議長の諮問に関する事項の調査等を行います。

### 議会運営委員会

(七人)

(委員長 副委員長)

### 常任委員会

市政に関する案件は、量的・質的にも多様化しているため、これを専門的に検討し、能率的に審査するために、いくつかの委員会が置かれています。

これを常任委員会といえます。

ここでは、定められた所管事項の調査を行い、議案・請願などを審査しています。

審査された結果は本会議において各常任委員長から報告されます。

本市には三つの常任委員会が置かれていますが、議員はそれいずれかに所属することになっており任期は一年です。



武藤朝雄



水岸富美男



小林義孝



小林歳男



国田正己



熊坂栄太郎



杉本光男



## 総務常任委員会

(七人)

### 所 管

総務部（総務課・政策形成課・財政課・税務課）会計課及び消防本部・監査委員・選挙管理委員会・公平委員会  
の所管に関する事項



小侯 武



小林義孝



近藤明忠



杉山 肇



谷垣喜一



郷田 至



武藤朝雄



## 社会常任委員会

(七人)

### 所 管

市民部（市民生活課・地域振興課・福祉事務所・健康推進課）都留文科  
大学事務局・都留市立病院・介護老人保健施設「つる」及び教育委員会  
の所管に関する事項



熊坂栄太郎



上杉 実



小倉康生



国田正己



杉本光男



小林歳男



小侯義之



## 経済建設常任委員会

(八人)

### 所 管

産業・建設部（産業観光課・道路河川課・都市整備課・建築住宅課・下水道課・水道課）及び農業委員会の  
所管に関する事項



藤江厚夫



谷内秀春



奥秋くに子



内藤季行



梶原 清



米山博光



堀口良昭



水岸富美男

## 特別委員会

六月二十七日の本会議において、次の特別委員会が設置されました。  
この特別委員会は、臨時的な事件、特に重要な事件等について特別の構成員により審議を行うため設置されるものです。

### 都留国道バイパス特別委員会

- ・近藤明忠
- ・谷内秀春
- ・奥秋くに子
- ・国田正己
- ・熊坂栄太郎
- ・内藤季行
- ・小侯義之
- ・小林歳男
- ・藤江厚夫
- ・武藤朝雄
- ・梶原 清

### リニア建設特別委員会

- ・小林歳男
- ・郷田 至
- ・近藤明忠
- ・水岸富美男
- ・藤江厚夫
- ・谷内秀春
- ・米山博光
- ・杉山 肇

### 都留フルインター建設促進特別委員会

- ・米山博光
- ・小林義孝
- ・谷内秀春
- ・小倉康生
- ・堀口良昭
- ・奥秋くに子
- ・上杉 実
- ・郷田 至
- ・杉本光男
- ・谷垣喜一

### 桂川流水利利用特別委員会

- ・小侯 武
- ・米山博光
- ・国田正己
- ・杉山 肇
- ・熊坂栄太郎
- ・郷田 至
- ・近藤明忠
- ・谷垣喜一
- ・水岸富美男



六月定例会は、六月十三日招集され、会期を二十七日までの五日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例改正案三件、補正予算案二件、人事案件三件、その他の案件一件が上程され、原案どおりそれぞれ可決、同意されました。

議案関係としては、請願三件、議員提出意見書案四件が上程され、慎重な審査の結果それぞれ採択・可決されました。

また、都留国道バイパス特別委員会、リニア建設特別委員会、都留フルインター建設促進特別委員会及び桂川流水利用特別委員会の四特別委員会が設置されました。

# 市長の所信表明



市長 小林 義光

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げます。併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

## 経済対策・行政改革 について

本日、平成十五年六月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、出席誠に苦勞でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国経済は、米国経済の先行きへの懸念やイラク戦争、さらには新型肺炎「重症急性呼吸器症候群」(SARS)の感染拡大による、アジア経済の成長率鈍化など、世界的規模での社会経済の変動により、

単なる景気循環ではない、複合的な構造要因による停滞に直面しており、厳しいデフレ状態が継続しております。

政府・日銀は先月二十一日公表した、五月の金融経済月報で、景気の現状について、「全体としては横這いの動きを続けているが、先行き不透明感が強まっている」と六カ月ぶりに、判断を下方修正すると共に、りそな銀行問題による金融システム不安定化やSARSによる観光業や航空業などを中心にした、国内経済への影響について強い警戒感を示しております。

このような厳しい経済情勢の下、政府は、平成十五年度においても引き続き「改革なくして成長なし」との基本的考えに立って、経済活性化に向け、構造改革を一体的にかつ総合的に実行し、これにより我が国の潜在力を開花させ、民間需要主導による持続的な経済成長の実現を目指すこととしております。

このような中、地方からもこの国のあり方や形を変えていこうと様々な動きが澎湃として起きており、中でも地方行政の構造改革と基礎的自治

## 市町村合併について

体である市町村の自治能力の向上を目指した、合併論議が全国各地で高まっております。合併の協議会に参加している市町村が半数を超えている状況になっております。



本市におきましても、住民団体の「新しいまちを創造する会」による、都留市、西桂町、道志村及び秋山村を合併対象市町村とする合併協議会の設置を求める請求を受け、昨年の市議会十二月定例会に付議し、原案通りご議決いただきました。市町村の合併の特別に関する法律の規定に基づき、対処してまいりましたが、秋山村議会において否決されたため、住民発議による法定合併協議会設置の件は白紙に戻ることとなりました。

この結果を受け、都留市議会並びに「新しいまちを創造する会」より、法定合併協議会の設置案を可決した都留市、西桂町、道志村を対象とした

三市町村による任意合併協議会を設置するよう要請がありましたので、議会の議決や住民の意思を尊重し、新たな枠組みによる合併に対する調査研究を進めていく必要があると考え、西桂町及び道志村に、任意合併協議会の設置について協議の申し入れを行ったところ、まず、広域的なまちづくりに関する調査研究を行うとの合意に達し、現在三市町村の職員による研究会を設置し、三市町村の現況について基礎資料の作成に努めており、本日、その中間報告がなされる予定になっております。

今日、地方自治体におきましては、人々の実際の行動範囲やライフスタイルに合わせた広域的な地域振興の必要性や地方分権の推進により多様化・高度化・専門化する行政需要への対応、危機的な財政状況等を考察し、さらに二十一世紀の本市の未来像を展望する時、市町村合併問題はさけて通れない課題であると考えております。

今後、市民の皆様積極的に情報を提供する中、今を生きる我々が子や孫に残す、より良い地域社会や新たな自治システムを十分検討・論議し、早急に合併問題について結論を出してまいりたいと考えております。

## 地方路線バス

### について

昨年二月の道路運送法の改正により、需給調整規制が廃止され、事業者が路線の休止をしようとするときには、休止予定の一年前までに国・県・市町村・事業者で構成する「山梨県生活交通対策地域協議会」を通じて市町村にその意向を申し出ることになっております。

去る四月三十日、本市で路線バスを運行している富士急山梨バス(株)から、国庫補助対象となる路線以外の赤字路線について、「今後とも黒字転換が見込めず、単独では継続することが困難なため、廃止、又は必要とされる場合の維持方策について協議していただきたい」との申し出がなされました。

今月十日に開かれた第一回の協議会において明らかにされた、本市関係の赤字額は、八路線二十五系統で、全体で三千五百二十四万円となっており、本年九月までに協議が整わない場合には、平成十六年四月をもって路線バスとしての運行は廃止となるものであります。

本市を走るバス路線については、現在のところ新規参入

の動きも見受けられないため、廃止を容認するか、運行形態を精査した上で財政支援により維持するかの選択、あるいは新たな交通システムを確立する必要性に迫られています。

事業者への財政支援、あるいは新たな交通システムを確立したとしても、利用されるものでなければ存在価値はありません。

利用者の減少が便数の減少を招き、便数の減少が市民の利便性の低下につながり、さらにそれが利用者の減少につながるという負の連鎖を断ち切るシステムづくりが求められており、市民・事業者・行政の三位一体による運行形態について、市民の皆様の声をお聞きする中で、検討していきたいと考えております。



## 介護保険について

高齢社会を迎え、要介護状態になった高齢者などを対象に、自立した日常生活を営むのに必要な介護サービスを提供し、社会全体で介護を支える社会保障システムとしてスタートした介護保険制度は、この三月末で三年間の第一期事業運営期間が終了し、本年四月から新たな保険料のもと、第二期の事業運営期間が開始されたところであります。

要介護認定者数は、三月末現在で八百人となり、第一期事業運営期間において想定した要介護認定者数七百十一人を八十九人、上回りました。

それに伴い、三年間の保険給付費全体は、二十八億二千九百四十八万六千円となり、計画額の二十九億三千四百二十六万八千円に対し、九六・四％の執行率となり、期間後半に認定者数及び介護保険サービス利用量の大幅な増加があったものの、黒字運営を確保することができました。

介護サービスに関しましては、市民待望の特別養護老人ホーム「回生荘」が、社会福祉法人「芳寿会」により、この五月にオープンし順次受入れを開始しております。

これにより、本市における特養施設入所待機者のうち、優先入所対象者は解消されることとなり、また、同施設に併設される短期入所、通所介護、グループホームについても順次稼働が開始され、在宅サービスの供給量の拡大が図られているところであります。

また、低所得利用者に対する利用料軽減措置につきましては、国において制度開始後三年が経過したことにより、訪問介護利用者のうち制度開始前からのサービス利用者に対する本人負担率を三％から六％に引き上げる決定がなされたところであります。本市においては、これまでの独自軽減を実施してきた経緯から、引き上げ幅を抑制すると共に、経過措置として、既に利用されている方に対しては現行のままの負担率で変わりなく利用できるよう特別の配慮を行うことといたしました。

介護保険料に関しましては、先ごろ国が発表した新しい介護保険料基準月額額の全国平均値は三千二百九十三円となり、本市の新基準月額額二千九百三十三円を三六〇円上回る結果となっております。

しかし、この制度は、介護を必要とされる方に必要なサービスが行き届いていなければ、介護保険料がいくら安く

ても本来の趣旨に沿うものとは言えず、今後も第二期事業運営状況の動向を注視する中で持続可能な介護保険制度の確立を目指してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤的役割を果たす医療保険制度であり、地域医療の確保と住民の健康保持・増進に大きく貢献しているところであります。国民健康保険を取り巻く状況は、急速な少子高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増大、長引く経済の低迷による保険料収入の減収などにより、事業の運営は、極めて厳しい状態が続いております。

このような状況の中、国においては、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、患者一部負担金と高額療養費の自己限度額の見直しや、老人医療費拠出金の算定方式の見直しなど、国民健康保険の財政基盤の強化などを内容とした健康保険法等の一部が改正されました。

本市におきまして、近年の医療費の伸びに対応した保険料を確保し、安定的で持続可能な財政運営を行うため国の動向を注視しながら、国民健康保険運営協議会において十分な検討・論議をいただき、本議会へ国民健康保険税の改



正案を提案させていただいたものであり、今後も国保会計の健全運営に努力を重ねてまいりたいと考えております。

## 電子政府、電子自治体実現のための基盤づくりについて

本市におきましては、これまでの高度情報ネットワーク社会構築のための積極的な取り組みが認められ、さる六月二日総務省関東総合通信局主催による「電波の日・情報通信月間」の式典において、茨城県、小田原市と共に関東総合通信局長表彰を受賞したところであり、今後もいつでも、どこでも、だれでもが自由かつ安全に多様な情報や知識を入手し、共有し、発信することが可能な地域社会実現に努力してまいりたいと考えているところであります。

このようなか、国においては、全国の市町村の住民基本台帳と都道府県・指定情報機関をネットワークで結び、「電子政府・電子自治体」を実現するための基盤づくりを進めており、その一環として、平成十四年八月には住民票に記載された十一桁の住民票コードを市民の皆様へ通知し、平成十五年四月からは、パスポ

ート交付申請など、行政機関への住民票の添付や現況届の提出が、簡素化・省略化されております。

さらに、本年八月二十五日からは、住民基本台帳ネットワークシステムの第二次稼働が予定されており、希望する市民の皆様には、「住民基本台帳カードの交付」や、「住民票の写しの広域交付」さらには、引越しの際の手続きで、市町村窓口に来ていただくことが、転入時一回だけとなる「転入転出の特例処理」などが、第二次サービスとして実施される予定であります。

また、住民基本台帳ネットワークシステムは、常に最新で正確な本人確認情報を提供できるシステムとして、平成十五年度内に運用開始が予定されている「公的個人認証サービス」と併せ、今後「電子政府・電子自治体」の実現に必要な不可欠な基盤整備となっております。



## 交通安全対策について

近年、交通量の飛躍的な増大により、交通事故による市民の生命身体への脅威は、増加するばかりであります。山梨県内におきましては、平成十四年は交通事故発生件数七千五百三十四件、負傷者数一万百十二人、死者七十一人であり、死者は前年に比べ、二十六人の減となっておりますが、発生件数、負傷者数は増加している状況であります。



本市の状況は平成十四年、発生件数二百三十三件、死者一人、負傷者二百六十三人であり、前年に比較してほぼ横這いの状況でありました。

本年は、昨日までで、死者数は一人であります。交通事故件数、負傷者数は、昨年と比較して増加してきております。

交通事故は、一瞬にして被害者の家族はもちろんのこと、加害者の家族をも不幸な状況に追いやってしまいます。交通事故の撲滅は、市民一人一人が快適で安全な市民生活

を営んでいくために、行政が取り組まなければならない最重要課題の一つであります。そのため本市といたしまして、交通事故ゼロを目指すべく、市民の交通安全対策を総合的にかつ効果的に推進するため、市内を横断的に網羅する各種団体、関係機関等のご理解とご協力を得て、去る六月六日に「都留交通対策推進協議会」を設立したところであります。

今後は、推進協議会を始め関係者のご協力をいただく中、交通弱者と呼ばれる、高齢者や幼児に対する、交通安全教育はもちろんの事、シートベルトの着用、飲酒運転の撲滅等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

## 火葬場施設整備について

市営火葬場「玉川苑」は昭和四十年九月、現在地に設置されて以来、三十七年間の長きにわたり、市民の利用に供されてまいりました。

この間、火葬炉・火葬炉棟及び待合室の改修を行うと共に、進入道路や駐車場等の整備を行ってきたところであります。火葬炉本体は既耐用年数を経過しており、機能



市営火葬場「玉川苑」

が低下している状況にあります。

火葬場は市民生活に深くかわる、必要不可欠な施設でありますので、現施設につきましては可能な改修・補修等を行いながら、利用者に支障をきたさないよう、管理運営に万全を期してまいりたいと考えております。

しかしながら、今後、改修等を重ねてまいりましても、使用年限は限られており、早急な新火葬場の建設が求められておりますので、現在の施設用地内に建設すべく、本年度、測量及び実施設計を行い、平成十六年度に造成工事、平成十七年度に建設工事を実施し、同年度末の完成を目指してまいりたいと考えております。

なお、新火葬場の建設に当

たりましては、これまで山梨県東部広域連合での事業化の可能性も検討してまいりましたが、他市町村との調整が進まないことから、今後は合併協議の推移を見守る中で、取り組んでまいりたいと考えております。

## 商工振興について

規制緩和やモーターリゼーションにより、郊外への大型店の出店が進むと共に、中心市街地の求心力や活力は低下し、市内には数多くの空き店舗や空き工場などが目立つようになっています。そのような状況を踏まえ、現在、空き店舗等の実態を調査中であり、その結果が出次第、データベース化を行い、新規起業や事業拡大を計画しております。また、積極的に情報を発信し、空き店舗等の利活用を図ってまいりたいと考えております。

また、平成十年から十二年度にかけて行った、リーダーシップ商店街モデル事業により、市内の中核商店街であります「三町商店街」は、環境に配慮した人にやさしい商店街へと変わり、地域コミュニケーションの場・情報提供の場として、

本来の商店街機能が回復の兆しを見せ始めております。

このような中、三町商店街の空き店舗を利用し、商工会等関係団体の協力を得る中で、魅力と活力のある商店街を目指し、未来創造支援事業を本年度実施してまいります。

この事業は、商工会等が空き店舗をイベント事業や情報提供の場、また、インキュベーターショップ（新規開業者向け貸し店舗）などへの多様な利用が可能であり、これらを生かした特色のある商店街を創造し、商店街の活性化を図ってまいりたいと考えております。

## 都留文科大

### について

大学の運営に大きくかわる事項として注視してまいりました。地方独立行政法人化につきましましては、今国会に地方独立行政法人法案が上程され審議されることとなりました。可決成立した場合、平成十六年四月一日からの施行となり、本格的に独立法人化へ向けて動き出すこととなります。

現在、本学においては、各公立大学の動向や情報の収集に努めると共に、大学内に設置しております企画委員会に

おいて、新たな学生確保に向けての新学部・新学科設置の可能性や大学の安定経営確保のための定員増など検討をいたしており、それらと一体的に論議する中で具体的な大学の将来像を描き、その方向性を決定してまいりたいと考えております。

また、四月から、都留文科大学の五つ目の大学院専攻として「臨床教育実践学専攻」がスタートいたしました。この専攻の第一期の院生は七名で、現職教員三名、都留文科大学卒業生三名、留学生一名の構成となりました。大学院が、現職の教員など社会人を積極的に受入れ、高度なレベルのリカレント教育に道を開くものと今後大きな期待をするものであります。



・ 大月都留広域事務組合議会議員  
・ 山梨県東部広域連合議会議員  
が決定

五月十三日の本会議において、都留市議会選出議員の選挙が行われ、次の方々が指名推選により当選されました。

大月都留広域事務組合議会議員

谷内秀春  
郷田至  
小林康生  
小倉義之  
小侯

山梨県東部広域連合議会議員

小林義孝  
上山実  
米山博光  
近藤明  
小侯武

## 傍聴へのお願い

あなたの選んだ議員が、あなたの立場に立って活躍している姿をごらんください。

九月は定例会が行われます。

市議会の様子を知るには、なんといっても議会を傍聴することが一番です。あなたも議会を傍聴して見ませんか。

議会の傍聴は、本会議の当日に所定の受付簿に住所・氏名などを記入するだけでできます。

詳しいことについては

議会事務局

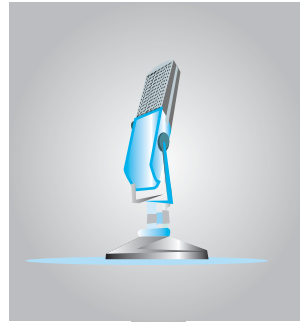
四三一一一一一（三〇〇・三〇一）





# 一般質問

六月十九日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



## 体育協会の法人化と 体育施設について

**問** 楽山球場は昭和六十一年「かいじ国体」に使用されるよう建設され、少年軟式野球場として、全国の少年たちが、集い熱戦が繰り広げられて早いもので十七年が経過し、今年四月には「やまびこ競技場」が全天候ウレタン舗装の四百メートルトラックと芝生のインフィールドを備え日本陸上競技連盟公認の第三種競技場としてスポーツに適した環境のもとに堂々オープンをいたし、市民のスポーツ振興に一段の飛躍を期待するものであります。

体育協会の法人化が進む中で

小 俣 武 議員  
奥 秋 くに子 議員  
谷 垣 喜 一 議員  
熊 坂 栄太郎 議員  
梶 原 清 議員  
小 林 義 孝 議員

何点が質問いたします。

まず、現在の協議団体数と協議人口をお尋ねいたします。

次に、法人化についての収入源と今後の体育協会への市からの補助金と、法人化についてNPOの参加はどのような方向づけでいくのか、

また、現在、市体育功労賞受賞者は年間三千円、県体育功労賞受賞者は年間五千円を寄付しているが、この寄付は何歳になっても、続けていくのかお尋ねいたします。

次に「やまびこ競技場」オープン五十日間の利用状況と利用者の反響、そして今後の利用の見通しと、楽山球場のリトル・シニアの無料開放は今年何年目になるのか。

また、無料開放の一年目、二年目、三年目の使用日数と

今後の対応についてどのような考えられているのかお尋ねいたします。

次に、スポーツ少年団の体育施設利用について、年間使用日数及び使用料金を種目別に分けてお尋ねします。

**答** 都留市体育協会は、市民の体力の向上とスポーツ文化の高揚を目指して、加入団体への支援、スポーツ大会の開催や参加をはじめ、各種の事業に行政と連携する中で積極的な取り組みを行ってまいりました。このような中で、昨年十二月から体育協会内部に特別委員会が設置され、懸案事項である法人化について検討が行われてまいりました。この結果、本年度の定期総会において特定非営利活動法人（NPO法人）として独立を果たしていくことが決定されたところであります。今後は、設立総会を経て、山



梨県に申請を行い、本年秋には法人設立を果たしていくこととされております。

ご質問の、現在の体育協会の競技団体と競技人口についてであります。現在、二十三種目に二二六団体、四千九百九十四人となっております。

次に、法人化についての収入源と今後の体育協会への市補助金、NPOの参加はどのような方向付けで行くかについてであります。

体育協会の法人化にあたっては、運営業務にかかる人件費などが必要となります。このため、市の体育施設の貸出管理や維持管理の受託を予定しており、この委託金により専従職員一人を採用するほか、数名の賃金職員を雇用して組織の運営や受託業務にあたることとしております。

また、市の補助金につきましては、市体育祭りや県体育祭りなどの大会運営・参加経費、競技団体等の専ら部や地区体育振興会の普及・振興のための事業費として交付するものであります。今後とも申請に基づき市補助金審査委員会での審査を経て交付を受けることとなります。

市といたしましては、引き続き、体育祭りを始めとする各種の事業に体育協会との連携を強めて、体育振興という共通の目標に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

また、都留市体育協会賛助会費規程に基づき、体育協会役員及び市・県体育功労者並びに加盟団体役員、市内企業などの協力を得て、法人設立のための財源を確保するため、積み立てを続けてまいりました賛助会費につきましては、現在、設立後の取り扱いについて検討が行われているところであります。

次に、やまびこ競技場の利用状況と利用者の反響についてであります。本年四月二十九日にオープンして以来、体育協会競技団体の大会、都留文科大学や小中学校・高校の大会、サッカー・スポーツ少年団の大会など、六月十八日現在、十八件で千七百五十四人の利用がありました。

また、この施設は「都の杜・育みの里」内の、体育・文化施設や大学、公園が集合して建設され、しかも自然豊かな地域に立地しているため、市民の皆様にとりて利便性の高い、身近な存在として親しんで利用していただいていると伺っております。

今後は、市民の健康や体力増進、さらにはレクリエーションの場として、大いに活用されると共に、競技場の落成を記念して発足した陸上競技の「やまびこ記録会」やサッカー・スポーツ少年団の「やまびこカップ」などの大会が継続的・広域的に実施されることにより、都留文科大学や



小中学校、高校の利用が図られ、様々なスポーツの競技力の向上につながっていくことを期待するものであります。

次に、山梨都留リトルシニアへの楽山球場使用料の免除についてであります。

リトルシニアは平成十二年に結成され四年目を迎えます。

この団体は結成時、新設のスポーツ少年団体として、活動や運営などについて支援が必要と判断し、これまで使用料を免除してまいりました。

利用日数につきましては、平成十二年度が百八十日、平成十三年度が百三十七日、平成十四年度は二百五日であります。

今後の対応につきましては、結成から三年が経過し、自立した運営の確立やスポーツ少年団との使用料の公平化を図る観点から、本年度から有料とすることといたしております。

次に、スポーツ少年団の種目別の体育施設利用状況についてであります。

スポーツ少年団が小中学校のグラウンドを利用する場合の使用料は無料となっており、夜間照明や体育館の使用については、五割の減免を行っております。

また、大会などで市の体育施設を利用する場合についても五割を減免しております。

平成十四年度における利用日数と利用料金につきまして

は、野球が千四百八十六日で使用料は四十五万四千四百七十円、サッカーが五百八十一日で三十六万五千四百円、バレーボールが七百六十五日で二十九万九千五百二十円、ミニバスケットボールが六百三十二日で二十五万五千九百九十円、剣道が九十六日で七万一千二百二十円、空手が八十三日で五万三千九百七十円、ソフトテニスが九十一日で二万五千六百二十九円、ユニバースルホッケーが三十五日で二万二千二百二十円となっております。

今後、青少年のスポーツ活動に様々な機会や場を提供し、スポーツを通して未来の地域を担う、青少年の心や体の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

### 株式会社都留市観光振興公社の運営と温泉旅館ふじもとの管理・活用について

平成十二年七月、市民待望の温泉施設「芭蕉月待ちの湯」がオープンし約三年の月日が経過した中、当初高アルカリ温泉の泉質と待望の市民温泉と言うことで、一日平均三百六十八人と言う予想を大きく上回る利用状況に驚いた所でありました。

また、隣接する五ヘクタールの広大な大自然に恵まれた

「戸沢の森和みの里」森林公園の事業拡大で、心と体に安らぎを与える為の健康増進施設として、多くの市民に親しまれていると思えます。自然に恵まれた温泉を核とした、芝生広場・遊具広場が共有された訳ですが、「和みの里」の利用状況と「月待ちの湯」の一日平均利用人数と最近の利用者への反響は、また、オープン時と比較して利用者にとどのような変化があるかお尋ねします。

次に、月待ちの湯の管理責任者は、終日施設内で指導、管理をしているか、また、最近問題となっているレジオネラ菌については、管理責任者が毎日細心の注意でどのように対応しているかお尋ねいたします。

次に、「芭蕉月待ちの湯」と「戸沢の森和みの里」周辺の今



後の整備計画と、グラススキー場の利用状況と今後の方針についてお尋ねいたします。

次に、株式会社都留市観光振興公社の営業状況と寄付された、温泉旅館ふじもとの管理と今後の活用方法をお尋ねいたします。

日本新花の百名山に選定された二十六夜山の麓に位置し、広大な大自然に囲まれた「都留戸沢の森和みの里」は、平成十二年度に「芭蕉月待ちの湯」をオープンし、翌年、芝生広場「ゆうゆう広場」と遊具広場「わくわく広場」が整備されたことにより、市内外から多くの方々が訪れ、健康づくりの場や和みの場として、また、都留の豊かな自然を感じていただく、ふれあい交流の拠点として活用されております。

お尋ねの「芭蕉月待ちの湯」の平成十四年度の利用者合計は、九万二千七百七十六人で一日平均二百九十七人となっております。前年度と比較して、合計で九千三百七十四人、一日平均では、二十四人の減少であります。

この要因としては、登山の帰りなどに立ち寄られるお客様は増えてきているものの、平日の夕方からの来館者の大幅な減少が影響していると考えられます。

次に、芭蕉月待ちの湯での指導管理についてであります。温泉施設の管理運営につきま

しては、利用料金制度を取り入れるなか、株式会社都留市観光振興公社に委託し、指導責任者が常駐するなか、八人から十人のスタッフで運営しているところであります。

日頃より、接遇や衛生管理、防災訓練等の研修会などを開催し、社員の資質向上と施設の改善に努めているところであります。今後も、より一層、市民の皆様へ愛され親しまれる施設として評価をいただけるよう、努力と工夫を重ねてまいりたいと考えております。

次に、レジオネラ菌対策についてであります。

近年、公衆浴場などにおいて、レジオネラ菌を発生源とする事故が度々起きており、公衆浴場の安全性に対する社会的関心が高まっております。

そのような中、芭蕉月待ちの湯におきましては、厚生労働省発行の「循環式浴槽におけるレジオネラ菌防止対策マニュアル」に上乗せした対策を講じているところであり、レジオネラ菌等を含む水質検査におきましては、法定年二回のところを年五回実施し、大腸菌等の水質検査におきましては、法定年二回のところを毎月実施、また、循環濾過機の点検清掃の毎日実施、配管内清掃につきましても毎週実施しております。

また、施設内清掃につきましても、トイレ・洗面所での



アルコールによる消毒を実施すると共に、これら衛生管理の実施状況を館内にお知らせするなど、きめ細かな内容のサービスを提供することにより、今後も、来館者の皆様に安心してご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、芭蕉月待ちの湯、戸沢の森和みの里周辺の今後の施設開発計画についてであります。

本市独自の豊かな自然や特色ある歴史、文化、イベント、祭り、産業などの地域のアイデンティティを最大限に生かしながら、先進性あふれる情報を発信し、訪れる様々な人々との交流を通じた地域の総合的な活性化を図り、個性と活力に満ちた地域づくりのため、本年度から三カ年計画により、「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を取り入れる中で、温泉を核とした、宿泊しながら農業体験・工芸体験等ができ、また、芸術・工芸家や農業者などの作品や農

林産物の展示・販売ができる施設の整備を行い、隣接する体験農園と共に、滞在型の総合体験施設として充実を図り、参加体験学習都市「つる」の一翼を担う地域エリアの活性化を推進してまいります。

次に、グラススキー場の利用状況と今後の方針についてであります。

昭和六十三年四月に豊かな自然環境を活用し、農山村地域の定住化に資するため、都留市鹿留緑地広場を開設すると共に、グラススキー場が設置いたしました。

次に寄附された鹿留温泉ふじもとの管理と今後の活用方法についてであります。鹿留温泉ふじもとは、温泉旅館として長い間、市内外の方々に利用され、親しまれてきましたが、平成十四年四月に株式会社ふじもと代表取締役藤本茂様から旅館を廃業するに当り、施設を市民のために有効に活用して欲しいと、土地及び建物の寄附申し出があり、市といたしましては、藤本様の意思を尊重し、施設の有効活用を図るべく寄附をお受けいたしました。寄附された後の管理につきましては、建物の清掃、換気、備品の管理、戸締り、敷地の除草、庭木管理、除雪などを株式会社都留市観光振興公社に業務委託しており、施設の保全、安全管理に努めております。

開設当時は、新スポーツとして脚光を浴びておりましたグラススキーも最近では、競技人口が減少し、施設利用者も年々少なくなっている現状にあります。現在、グラススキー場と併設して、マウンテンバイクのクロスカントリーやダウンヒル、スラロームのできる施設整備の計画など、有効活用策を検討しているところであります。

また、今後の活用方法につきましては、施設の形態を生かした活用をすべく庁内協議を行ってまいりましたが、複数の具体案が提示されましたので、現在実施に向け検討を行なっているところであります。

次に、観光振興公社の営業状況についてであります。

株式会社都留市観光振興公社は、平成九年にリニア見学センターの売店の経営や観光物産品の企画・立案・販売、農産物の加工及び販売等を行うことを目的に第三セクターとして設立いたしました。

平成十二年度からは、芭蕉月待ちの湯、十三年度からは都留市ふるさと会館や鹿留緑

地広場、増田誠美術館の管理などの市営施設の管理を併せて行っております。

## 多頭飼育の状況

### について

#### 問

都留市発、全国放送テレビ特別番組で三回も放送された多頭飼育問題が市内、権現原、小野、湯の沢地区の三個所に多頭飼育で環境が大きく破壊され、多くの住民に多大な迷惑をかけ精神的にも大きな苦痛を与えて約十年が経過いたしました。

この十年間の状況の中、市当局が飼い主に対してき然とした態度で対応して来たかお尋ねします。

また、飼い主には自分のしている事が間違っていると言っている中、実感を感じている中で感じとられますか、地域住民は一日も早く以前のように安全で住み心地の良い所で生活した

#### 答

都留市内で犬の多頭飼育が始まったのは、平成四年頃であり、飼育地に隣接する住民の方々から、県・市に様々な苦情が寄せられ始め、そのつど、大月保健所と共に文書や口頭により狂犬病予防法に基づく登録、注射及び衛生的な飼育等について、再三にわたる指導を行ってまいりましたが、なかなか改善されない状況でありました。

平成七年から未登録、未注射について、県と告発等の法的処分も検討いたしました。当時、飼育されていた犬について、登録及び注射が行われたこと、また、犬が本人の所有であるか確認ができないことなどから、断念したところでありました。

その後、何度となく県と共に指導を行ってまいりましたが、改善が見られないため、平成十三年十二月、県は動物の愛護及び管理に関する法律第十五条一項に基づく改善勧告を行ったところであります。その後、改善が見られない

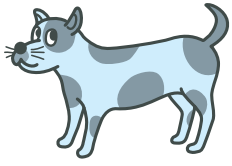




め、平成十四年二月、同法二項に基づく改善命令を行いましたが、何ら改善がされないことから、改善命令期限が切れた平成十四年四月の時点で、住民への危害の未然防止や迷惑をなくすることが重要であるとして、関係八自治会、都留警察署、都留市環境審議会、県衛生業務課、保健所、愛護団体、都留市などで構成された、官民一体となる都留市多頭飼育犬対策会議を立ち上げました。

この対策会議において、頭数削減、環境浄化などに対する、関係機関それぞれの役割分担を決め、個体識別による頭数管理、飼育状況の監視、付近の野犬の捕獲、成犬譲渡会の開催、不妊・去勢手術の実施などを行ったことにより、飼育頭数の削減などその成果があらわれてきたところでありました。

今後とも、地域住民の不安を解消するため、対策会議を中心に、法的手段も視野にいれながら、成犬・子犬の譲渡、個体識別と不妊・去勢手術など対策会議で決定された諸施策を、関係機関それぞれの立場での役割分担に基づき実施し、頭数の削減、環境の浄化等に務めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



## ファミリーサポートセンター設立について

**問** 昨年三月議会に於いて提言いたしました「ファミリーサポートセンター」設立について、その後の進展状況について伺いたいと思います。

「ファミリーサポートセンター」に対する厚生労働省の認可基準は、「人口五万人の都市」ということになっておりますが、都留市独自で行う方法でも開設していただきたいと、市民の要望も強く聞かれますが、いかがでしょうか。

この「ファミリーサポートセンター」は、援助を依頼する会員と、援助できる会員がそれぞれセンターに登録し、各自が「会員障害保険」「賠償責任保険」「児童障害保険」に加入するので、事実上安心です。また、援助終了後に相互に報酬の授受を行います。

また、援助会員の資格については、現在保育サポート養成講座を、厚生労働省の「財団法人二十一世紀職業財団」で、二十時間のカリキュラムで、再就職希望登録者支援事業として行っております。この講座受講者の方が都留市にも数名おり、すでに活動を始めております。

しかし、この方たちは、子育て支援サポートですが、私は、これと同時に高齢者生活

支援対策として、老人家庭、一人暮らし老人で、現在介護保険の対象になっていない老人の買い物代行、掃除、身の回りの世話等の生活サポートもセンターで受入れていただきたいと思います。

これからますます、老人家庭も増えてゆく現状のなかで、こういう生活サポートも是非必要だと思えます。

また、子育てが大変だから、あまり子供は産めないといった少子化に拍車のかかる育児問題も、働く母親の子育て支援対策として、このセンターの事業によって解消されることが期待されます。

さらに、定年退職者やリストラ、ワークシェアリング等で仕事のない方で健康で働ける方たちが援助会員となり、こういう方たちの健康管理の問題も含めて、ぜひとも、このセンターの設立を強く要望いたします。

**答** ファミリーサポートセンターにつきましては、平成十三年四月に「仕事と家庭両立支援特別援助事業」として、仕事と家庭の両立を支援していく為に育児や介護を、少しでも地域で支えていこうという目的で制定されました。

運営費は国・県から補助金が交付されますが、議員ご指摘のとおり設置基準は、人口五万人以上の市町村であり、現在のところ本市のみの設立は不可能であります。

そこで、民法第三十四条の公益法人を事業主体として、複数市町村による共同設置が可能であることから、隣接市町村に打診をした経緯がありますが、同意が得られず残念ながら実現には至っていない状況であります。

また、女性労働者等の能力活用のための雇用管理の改善や、職業生活と家庭生活との両立のための支援等を目的に設置された「財団法人二十一世紀職業財団」では、子育て経験を持つ人や、保育士資格を有する人で、保育サービスを行いたい人を対象に、「保育サポート養成講座」を開講し、市内におきましては、昨年、養成講座卒業生による子育て支援サポート組織が立ち上がり、現在三グループ十五人が活動しております。

現在までの利用件数は十件程度にとどまっておりますが、本年三月策定しました「都留市子育て支援計画」におけるアンケート調査結果では、保育サポートを利用する意向は、「わからない」と答えた人が過半数となっており、「利用したい」と答えた人は、「利用したくない」と答えた人を上回り、全体の三割を占めております。

このような内容から、利用希望者は相当数あるものの、現状では、PRが十分でない状況が伺えるところであります。

このような中、本年四月一日に、「都留市市民活動推進条例」が施行されたことにより、市民活動支援の拠点として「都留市まちづくり市民活動支援センター」を、新町別館一階に開設する準備を進めております。

このセンターは、総務省の「eーまちづくり助成金」を受けて、「ハートフルネット都留」のシステム構築を進めており、インターネットを通じて、市民活動団体の情報発信と共に、支援可能な個人や団体などを登録することにより、支援の依頼と提供などの調整が可能となり、報酬などの条件を定めることにより、支援サービス事業が実行できるもので、子育て支援や、高齢者や障害者に対する介護、家事手伝いなどの支援サービス事業の運営に、その真価を発揮するものと期待いたしております。

また、五月からは、若い母親たちが、少しの時間でも子どもを預けて外出したいという要望に応えるため、主任児童委員が中心になり、ボランティア活動として、「いきいきプラザ」において「子育てサロン」が、毎月一回開催されるなど、子育ての支援体制は、徐々にではありますが前進しております。

また、自立と判定され、介護認定の対象とならない高齢者の支援事業につきまして、今後、関係機関やボランティア

ア、保育サポーターグループなどの協議を重ねる中、「都留市まちづくり市民活動支援センター」を拠点として、課題解決に努めてまいりたいと考えております。

## ドメスティック・バイオレンス(DV)の深刻化について

**問** 先日の新聞記事によりまずと、夫やパートナーからの暴力(すなわちドメスティック・バイオレンス)に関して、山梨県女性相談所に寄せられた相談件数は二百三十件。前年度に比べ九・五%増加していることが報道されました。

また、直接相談所を訪れた面接件数は百件近くあり、前年度の三十一件に比べて三倍に増加しているといえます。

また、このDV関係で一時保護された女性も二十二人と増加しているということです。県内ではDV問題が深刻化しているという報道ですが、私たち都留市におきましてもこのDV問題は、放置できないという状況を耳にします。

酒乱のために、妻に暴力をたびたび振ったりする話、また、結婚して子供もあるのに、何か気に入らないとすぐに暴力を振り、打たれ、傷だらけで、とても耐えられず、協議離婚はしたけれど、その後、

この男性からのストーカーが続き、女性は子供を連れて、居場所を隠して暮らしてあります。この女性のご両親は、心配のあまり、夜も眠れないという話も市内で聞かれます。

このように、男性の暴力に対して事件にならない限り処置はないのでしょうか。そして、この種の男性の意識の低さと片付けておくのは何か許されない感じがいたしますがその対策についても伺いたします。

**答** 国においては、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、平成十三年四月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定したところであります。これにより、山梨県におきましては、昨年四月、家庭・児童・女性の各相談所、七市職員、警察本部、裁判所等二十六の関係機関で構成する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会」を設立し、相談に対する関係機関との緊密な連携が図られるシステムを構築したところであります。

都留市におきましては、全国に先駆けて男女共同参画に係る条例を制定し、島根県出雲市、長野県塩尻市との合同事業として、男女共同参画に関する市民意識調査を、平成十三年十二月に実施したところであります。

この調査結果を見ますと、

「夫婦間暴力について」の設問に対しましては、現状では「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」との解答が大半を占めておりましたが、直接自分が暴力を受けたことがあると答えた人は三・六%、また、周辺で夫婦間暴力のうわさを耳にしたことがある人が二十%を超えるという結果となっております。

また、「性犯罪、夫婦間暴力、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力への対策」として、どのようなことをしていければよいか」との設問にたいしましては、一位が相談窓口の充実、二位が避難所の開設、三位が教育の充実でありました。

このような調査結果から、今後、関係機関との連携を深める中、相談に的確、迅速に対応できるように庁内体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 都留文科大防犯対策について

**問** 通り魔事件、空き巣、ピッキングなど、近年、市民生活の身近で事件・犯罪が多発しており、安全・安心の確保が求められております。都留市にも都留文科大が集



防犯重点地区の大学周辺道路

い勉強にいそしんでおります。来年度には、田原地区区画整理事業の一環であります、富士急行線に新駅開設、ショッピングセンター開設に向け、準備が着々と進んでおります。そうした中、文大生より、安心して暮らせる街にしてほしいとの要望がありました。この四年間の入学状況を見ますと二千七百四十四人中千七百七十八名、約六五%が女子学生であります。親御さんから大切なお子様を四年間お預かりするという気持ちで市としても必要ではないかと考えます。地元自治会、商店会等を含めた地域一体、市民全体で安全性を考えた治安のよい街づくりを今以上真剣に取り組むべきではないでしょうか。これから夏に向け益々犯罪の多い季節になります。この件につきまして、お考えをお聞かせ下さい。

**答** 都留文科大は、本年記念すべき五十周年を迎えます。大学の半世紀は市民・大学・行政・議会の四者の連携した不断の努力により輝かしい歴史を刻み、教員養成系大学として全国から評価されるにいたっております。

現在大学の学生数は約三千人であり、そのほとんどが大学周辺で生活しており名実ともに学生の街として発展しております。議員ご指摘のとおり学生が安全に安心して勉学に励むことのできる環境の醸成は大学にとって非常に重要なことと認識しており、大学としても様々な対策を講じてまいりました。

第一の取り組みとして学生自らの防犯意識の高揚を図るため、入学時のオリエンテーションや学生生活ガイドブックを利用した防犯意識の周知や、防犯講習会の開催による護身術の体験などを実施しております。更に、昨年初めての試みとして、大学、警察、消防団、都留地区アパート貸間等防犯協力会との合同防犯パトロールを実施しチラシの配布など学生に注意を喚起いたしました。

また、音楽棟から楽山球場に抜ける道路では、過去に学生が被害者となる事件が発生し、防犯重点地区となっておりましたが、新図書館建設に併せ街路灯を設置するなどの環境の改善を実施してまいり



ます。

今後、田原地区区画整理事業の完了により、新駅・都留文科大前駅の開設、ショッピングセンターのオープン等が予定されており、駅前地域と大学周辺の広範なエリアでの防犯対策が必要となつてまいります。地域自治会のご協力をいただく中、警察などの関係機関と連携し合同防犯パトロールの拡大や、総合的な防犯対策の実施を検討してまいります。

また、今日、地域社会の連帯意識の希薄化が、地域の防犯機能や犯罪抑止力の低下につながり犯罪増加の要因となつている事が、指摘がされております。

今後とも平成十一年制定した「都留市生活安全条例」を基に、市民の皆さんの防犯意識の徹底や地域の連帯意識強化に向けた住民ネットワークの構築に務め、学生や市民の皆さんが安全で快適に暮らせる地域の実現にさらなる努力を重ねてまいりたいと考えております。



### 学校評議員制度の導入について

#### 問

地域住民が学校運営に参画する制度的な位置付け仕組みとして平成十二年四月に「学校評議員制度」が全国的に導入され三年が経ちました。

学校評議員制度は、学校・家庭・地域の三者が一層の連携・相談し合いながら、様々な教育問題の解決を目指す地域に開かれた学校づくりをする。学校や地域の実情に応じて、学校運営に関する保護者や地域住民の意向を把握し、それらの意見を反映させていく。その一方で情報公開を進め、学校としての説明責任を果たしていく。という点を大きな柱としています。今学校では、多様化や獨創性、いじめ・不登校などの問題が深刻化しております。その中で教員の方々は一生懸命教育のど真ん中で、未来の宝であります子供達をまっすぐに成長させようと日夜努力しております。

しかし、学校だけに責任を押し付けるのではなく、家庭・地域も我が母校との思いで、よりよい環境作りをしていかなければいけない時期にきています。そのためにも、学校評議員制度は必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

#### 答

これからの学校において、子どもたち一人一人の個性を尊重し、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育み、健やかな成長を促すために、地域と一体となった特色ある教育や一人一人の個性に応じたきめ細やかな指導が大切であります。

そのため、学校は、家庭や地域と連携協力しながら、子どもの成長を図っていくために、より一層地域や社会に開かれた学校づくりを推進していくことが望まれております。こうした開かれた学校づくりを推進していくため、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映すると共に、学校運営の状況等を周知するなど、学校としての説明責任を果たしていく制度が学校評議員制度であります。

このため、学校評議員は、学校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱し、その運営は、学校長の責任と権限において行うこととなっております。本市では「都留市立小、中学校評議員設置要綱」を制定し、本年四月一日に施行したところであります。

環境を整え、子どもが様々な学習や体験を重ねていく事を支援するために、必要な制度であり、現在、各学校において、学校評議員の人選を行っているところでありますので、本年度内に実施してまいります。と考えております。

### 電子投票について

#### 問

小林市長におかれましては、IT推進のため常にご努力されている姿に私自身感服しているひとりでございます。



その多大な貢献の成果といたしまして、さる六月二日には東京都千代田区パレスホテルにおきまして開催されました、関東総合通信局及び関東情報通信協力会主催の「電波の日・情報通信月間」記念式典の席上、総務省関東総合通信局長賞を受賞なさいました。

また、文化会館にあります「情報未来館」の公衆インターネットシステムが総務省の推奨アプリケーション事例として選定されました。小林市長、誠にありがとうございます。さて、全国初の電子投票が、昨年六月岡山県新見市で、市長・市議会選挙の際に行われました。市長・市議選の電子投票分、計約三万票の開票発表

まで要した時間が「二十五分」でした。うち、純粋な集計時間はわずか十二分だったそうです。これに比べ、従来の自書式で行われました不在者投票分、計約三千五百票は、手作業や疑問票の確認などに最終の集計発表まで二時間かかり、票数は、電子投票の八分の一でしたが、作業時間は約四倍という結果でした。開票を視察いたしました総務省の若松かねしげ副大臣（公明党行政改革本部事務局長）は、「集計発表が三十分かからないのは革命的」と評価しておりました。都留市でも、今回の市議選におきまして、投票所出口で試験が行われたと聞きました。電子投票は、誤記が他事記載による「疑問票・無効票」がなく、選挙の目的であります有権者の意思が正確に反映される。選挙に関わる手作業を大幅に減らし、開票を迅速化できる。投票用紙が必要なく、開票作業での人員も減らすことができ、人件費・事務費の大幅な削減ができる。今回、山梨市でもありました二重投票などの不正防止にもつながる。障害を持つ人もスムーズに投票できる。以上のような利点があります。職員、立会人の高齢化で深夜まで及び開票は年々厳しさを増している状況であります。翌日の職員業務に支障をきたすことがないともいいきれま

せん。一方で時間外労働費は、増加現象がみられます。

小林市長の職員をいたわる慈悲の心と、一丁推進のゆるぎない改革精神があれば都留市において電子投票は可能ではないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

### 答

高度情報化社会の新しい投票形式として、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ、開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、地方公共団体が条例を定めて議員及び首長の選挙を電子機器を使用して投票することができ、いわゆる「電子投票特例法」が施行され、これまでに、岡山県新見市、広島市（安芸区）、宮城県白石市などで、市長・市議選挙を電子投票で実施してきました。

一方、不在者投票は電子投票の対象外となっていたため、不在者投票分の開票に時間や職員を必要とし、開票事務等の効率化及び迅速化という効果が十分に発揮されていないという問題が生じておりまして、本年、六月四日の参議院本会議において、不在者投票も電子投票で行なうことができる公職選挙法の改正案が可決されたことにより、各自治体では電子投票をより採用しやすくなったところであり

ます。電子投票導入の効果としては、無効票や疑問票などが無くなり選挙結果の公表までが

迅速に進むこと、また、音声機能による投票案内があり障害者の方などの投票を促進出来る事、さらに投票方法の簡素化に伴い投票率の向上が期待できることなどが考えられます。

本市におきまして、四月二十七日の都留市議会議員選挙の投票日、都留市役所の駐車場において実施した「電子投票模擬体験コーナー」において、有権者の約四百名の方に電子投票を体験していただいたところ、高齢者などからも操作が簡単であり、便利であるとの評価を受け、大変、好評でありました。

このような状況を踏まえ、本市の新たなIT機器システムを導入する際の基本であり、行政にとつて効率化が図られるのか、市民の利便性は向上するのか、企業にとつて新需要の創出になるのか、の三原則に照し合わせながら、電子投票システムの導入に、取り組んでまいりたいと考えております。



## 学校図書館整備等 読書運動の展開に ついて

### 問

昨年度より開始となりました、学校図書館整備五カ年計画により、公立義務諸学校を対象に、図書資料計画整備が地方交付税措置により始まりました。これは公立小中学校などの学校図書館の本を充実するために国が市町村に交付するものですが、使途を限定していない地方交付税のため、地方自治体の判断に任ざされております。

しかし、この学校図書館図書整備費を本来の目的である図書の購入以外に使用することとは、子供たちのために読書環境づくりを進めていこうという流れに逆行するものであります。この交付金は五年間で六百五十億円も予定されており、都留市に交付された金額は幾らで、そのうち図書整備費にはどのくらい支出したのか昨年度と本年度の比較をお示しく下さい。

### 答

公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の整備につましましては、「学校図書館図書標準」を踏まえ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び平成十四年度からの新学習指導要領のもと、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館の充実が必要とさ

れ、平成十四年度から五年間で、学校図書館の蔵書の充実を図るため、総額六百五十億円の地方交付税措置が講じられることとされております。

ご質問の本市の交付税額につきましては、平成十四年度において、交付税額は実質百七十五万三千円であり、小中学校に充当された図書整備費は、交付税額に対して約四・二倍の七百三十七万円であります。

また、本年度は、交付税額を、百七十八万五千円見込んでおりますが、学校図書館は、子どもが自ら学び、自ら考える「調べ学習」など、児童生徒の主体的な学習活動を支えると共に、読書活動を通じて子どもの人間形成や情操を育む場として、その役割は重要であり、そのための図書整備費として、交付税額に対して、約五・八倍の一千四十二万七千円を予算計上し、図書整備の充実を図ったところであり

ます。なお、本年度の図書整備費は、前年度に比べて、約一・四倍となっております。

## 朝の読書運動 について

### 問

今、全国の学校では一万一千を超えたそうですが、都留市の現状をお聞かせ下さい。また読書は、「未来を担う

子どもたち一人一人が人生に目的を持ち、希望と誇りに燃え、生き生きと心豊かに生きる事が、日本の行き詰まりを打破し、社会を抜本的に変える力になる。」と思いますが、教育長のご見解をお聞かせ下さい。

### 答

「教育長答弁」  
昨年四月に実施された新しい学習指導要領は基礎・基本を確実に身につけさせ、それを基にして自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」の育成を目指してあります。

こうした新しい学習指導要領のねらいを実現し、子ども達に「確かな学力を」育成するために、市内各学校において、一校時の始業前に、十分から十五分間の読書活動を実施しておりますが、その内、中学校では全校が、小学校で二校が毎日実施しております。毎日実施していない小学校につきましては、特色ある学校づくりとしての取り組みとして、読書の他に基礎学力の定着を図るための計算練習をしたり、児童会ショート集会や音楽活動などを行っております。今後子どもたちが、図書に親しむということは、児童・生徒の心の情操面でも、非常に効果があると思っておりますので、継続して取り組むよう各学校を指導してまいりたいと考えております。



## 学童保育について

**問**

本年度より、東桂小学校、禾生第一小学校が開始され市内四校となりました。学童を立ち上げた方々と懇談いたしました。立ち上げるまでには筆舌に表しきれないご努力があったとお聞きしました。絵本画家で世界的に有名なワイルドスミス氏は「子どもは『白紙の本』のようなものです。何を描くかで、その後の人生をとて前向きにすることだってできる。だからこそ、子どもたちの成長を助け、よい影響を！」と、語っております。まさに、子供の輝く社会を目指し努力している行動にただただ頭の下がる思いです。こうした姿こそ小林市長が求める協働のまちづくりだと思えますがいかがでしょうか。

学童保育事業



**答**

近年、子どもたちを取巻く環境は、少子化や核家族化の進行・都市化の進展、さらには女性の社会進出や学校五日制導入などにより、大きく変化しております。このような状況から子育てに不安や孤独感を感じている母親が多く、家庭における養育機能の低下が心配されているところであり、

このため、本市におきましては、安心して子どもを育て、子育てに喜びや楽しみをもてる環境や、健やかに育つ環境への整備を図るため、他市町村に先駆け、本年三月公募を含む十五名の委員によるエンゼルプラン子育て支援計画を策定したところであります。平成十五年度を、初年度として支援計画を基に今年度八つの重点施策の一つとして位置づけ、全庁的に取り組んでいるところであります。

ご質問の放課後児童健全育成事業（学童保育）の取り組みについてであります。谷村第一小学校区、宝小学校区に続いて、本年度から東桂小学校区、禾生第一小学校区の二ヶ所において、地区の保護者会また協働のまちづくり推進会の皆さんのご努力により、新たにスタートいたしましたこと

であります。

運営にあたりましては学童保育会等それぞれの組織により自主的な運営がなされているところですが、議員ご指摘の通り学校施設利用や管理責任等様々な問題もありません。

このような課題を協議するため連絡協議会組織を立ち上げ、今後設立を予定していません学区の保護者を含め、情報交換と諸問題の検討の場を提供して、まいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 戸沢の森和みの里について

**問**

「戸沢の森和みの里」の地域は、日本の花の百名山に選ばれた、二十六夜山の麓にあり、緑豊かな自然に恵まれた所です。平成十二年七月に「芭蕉月待ちの湯」がオープンしました。その後施設の充実を図り、現在では、芝生広場や遊具広場を備えた自然と親しみながら、楽しいひとときを過ごす事ができる施設となりました。小さな子供から大人、そしてお年寄りまでの三世代が利用できる素晴らしい環境が整いつつあると思えます。豊かな自然に囲まれ、ゆったりとした時間が流れ、とても魅力に溢れた場所であると思えます。以前家族で富士吉田方面の公園に出かけた

人達も、「都留市内で家族で楽しむ事ができる公園ができた。」と、喜ぶ声を耳にします。これからは、より多くの市民、そして市外からの来訪者が楽しく過ごす事ができる施設整備の計画に、期待をしております。ここで質問ですが、「戸沢の森和みの里」の現在の利用状況と利用者の反響、そして今後の計画についてお伺いをいたします。

**答**

平成十二年七月にオープンいたしました「芭蕉月待ちの湯」は、昨年度、九万二千七百七十六人の市内の方々にご利用をいただきました。

最近の傾向といたしましては、日本新花の百名山に選定されており、二十六夜山へのトレッキングツアー客など登山の際、利用される方が増加しており、本市の最大の集客施設となっております。



また、平成十三年四月にオープンいたしました、芝生広場「ゆうゆう広場」と遊具広場「わくわく広場」につきましても、祝祭日を中心に、子供からお年寄りまで、多くの方々が訪れ、降り注ぐ太陽のもと、安らぎの場、和みの場としてご利用いただき、大変好評をいただいているところであります。

このような中、周辺には地元農家が体験農園を開設し、首都圏近郊にお住まいの方々が利用されており、この農園利用者から同地域へ滞在できる施設の整備を望む声も、多く聞かれています。

一方、観光の形態が漫遊的な意味合いの強いサイトシーイングから、その地域の輝かしい文化や、風光、制度等を視察し体験するツーリズムへとシフトしており、本市の持つ地域の光である、自然や歴史的资源、さらには地場産業等を、いかに観光に活用するかが課題になっております。

そのような状況を踏まえ、本市独自の地域資源や人材を活用し、人々との交流を楽しみながら余暇活動や創作活動などを行う個人、家族、小グループなどを対象にした、滞在型の体験施設などを整備し、利用者と地域住民との交流を通じた地域の総合的な活性化を図ることが重要となってきております。

そのため、豊かな自然資源を活かした地域として、多様な活用方法が検討されている。「都留戸沢の森和みの里」に、本年度から三カ年計画により「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を取り入れる中で、地方と都市との様々な交流を進め、健康をコンセプトにしたエリアづくりを進めてまいります。

この計画は、温泉を核とし、宿泊しながら農業体験、工芸体験等ができ、また、市内在住の芸術・工芸家や農業者などの作品や農林産物の展示・販売できる施設として利用するため、境地区の天野家が建築した日本で最も古い公民館と伝えられる「種徳館」を移築し、歴史の重みを肌で感じてもらいながら、そこに集う人々が語り、賑わう、夢とロマンにあふれる総合交流体験施設として活用すると共に、併せて宿泊施設としてのコテージを建設することにより、体験工房や近隣の体験農園の利用を促進し、滞在型の総合体験施設として充実を図り、「ものづくり、まちづくり、ひとづくり」を推進し、地域活性化を図ってまいります。と考えております。



## 空き店舗について

### 問

日本経済は、かつてない程の厳しい状況にあると思います。高度成長、そしてバブルの発生、そして、崩壊という著しく変化していた時代でした。これからも、更に厳しさを増した、激動の時代になっていく事が予想されます。都留市においても、同様な事が言えると思います。規制緩和や、交通の発達による、他地区への購買流出、購買人口の減少、郊外大型店の進出により、中心市街地が厳しい状況に置かれております。その為に、市内では空き店舗が目立つ様になりました。今後は、空き店舗を活用し、中心市街地の活性化を推進する事が大切であると思います。そして、個人や民間だけでなく行政と共に、活性化の支援策を考える時期にきております。

ここで質問ですが、市内の空き店舗について今後どのように情報を把握し、地域活性化を図っていくのかお伺いをいたします。

### 答

本市においても規制緩和やモーターレーゼーションにより、中心市街地の商店街におきまして、空き店舗が目立つようになっております。これは、郊外に出店した大型店の品揃えや大量仕入れによる低価格化に購買人口が集中

していることが要因だと思われま

す。そのような中、

市内小売店が新しい時代に対応していくためには、経営者の自己責任のもと、顧客満足度の高い独自の品揃えや専門性、また、地域に密着した特色ある店づくりを進める共に、個店どうしが連携協力し、環境や高齢者に配慮するなど、やさしさや魅力にあふれた地域の特性を生かした、商店街を形成する必要があります。

そのような状況を踏まえ、現在、市内の空き店舗などの実態調査を進めております。

この調査は、店舗等の所有者の理解を得る中で、直接聞き取りを行うことを原則に調査を進めており、その結果を把握次第、店舗情報を解りやすい形で発信すると共に、新規業者や事業拡大を計画しております。商店や企業に融資制度などの情報も併せて提供し、空き店舗の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

また、本年度商工会等関係団体との連携を図る中で、インターネットやチャットやチャレンジショップなどの多様な活用を図るための支援事業を実施し、これらを生かした魅力と活力のある商店街を創りたいと考えております。



## 遊休農地について

### 問

山梨県は緑豊かな美しい自然に恵まれた地域です。都留市においても、同様な事が言えると思います。これまで、農業振興を図る為に、市内各地において、様々な取り組みが行われてきました。

しかし、近年では、後継者不足や、共稼ぎの家庭が増える事によって、農業に携わる時間が減り、遊休農地が増加する傾向にあると思います。これまでも、様々な取り組みを行ってきたものの、根本的な対策まで至っていないのが現状です。これからは空き店舗と同様に、地域活性化を図る必要があると考えます。

ここで質問ですが、遊休農地の有効活用を図る為に今後どのように情報を把握し、地域活性化を図っていくのかお伺いをいたします。

### 答

我が国の農業は、食料の供給はもとより、国土、環境の保全、水源の涵養など多面的な機能を発揮することが期待されており、今後もその果たすべき役割は大きなものとなっております。

しかし、農業をめぐる情勢は過疎化や農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少、中山間地を中心とした鳥獣被害などによる耕作放棄地の増加、

さらには国際化の一層の進展などにより、農業生産基盤の弱体化が進行しております。

こうした中、本市におきましては中山間地域直接支払制度の導入・市独自の有害鳥獣対策・地産地消を実現するための生産組織の育成など様々な対策を講じてまいりましたが、耕作地の減少に歯止めがかからない状況にあります。

このような状況を踏まえ、遊休農地の有効利用を促進するため、現在、実態調査を進めており、この結果を基に、農業委員会と共に農地銀行制度などを利用する中で、農地の集団化を図り、専業として、農業が営める環境の整備を進めると共に、農家が開設する体験農園への活用や花き栽培による、景観に配慮した農業等への取り組みを、推進してまいりたいと考えております。

## 「三処理施設」の跡地について

### 問

二十一世紀を迎えた現在、世界において、また、日本において、環境については、重要なテーマであると思っております。これからは、市民と企業、そして行政が、共にゴミの減量化や再資源物の分別などに取り組んでいく事が大切であると思っております。都留市においては、環境に配慮した施策として、「グリーンアクシ



「ヨソつる」がスタートしました。その後、環境保全の行動計画を策定し、具体的な活動を行ってきている状況です。

そして、環境保全の中でも重要であり、快適な市民生活を確保する為のゴミ処理施設が、昭和四十三年田野倉に建設されました。それ以来三十数年にわたり、稼働してきましたが、昨年十二月に大月市初狩の処理施設が稼働を始めた為、その役目を終了しました。このゴミ処理施設の跡地については、地域、市民の人たちにとって望まれる、そして、いつまでも親しまれる施設整備を行う必要があると考えます。ここで質問いたします。現在の安全対策について、また、跡地利用についての計画をお伺いいたします。

**答** 大月都留広域事務組合は昭和四十年七月都留市・大月市のゴミ・し尿を共同処理することを目的に設立され、以来、初狩地内に建設いたしました。「まるたの森クリーンセンター」が供用開始するまでの三十有余年にわたり、一般廃棄物の処理は田野倉地区において行われてまいりました。この間、清掃事業に深いご理解をいただき、円滑な処理の遂行にご協力いただきました地域住民の皆様に対し改めて、感謝の意を表する次第であります。

ご質問の、旧施設の安全対策についてであります。現

在、同施設は使用していないことから、外部より施設には立ち入れないよう入口等はすべて施錠により封鎖すると共に、当地において現在も稼働しているし尿処理施設担当職員により見回りを行うなど安全対策に万全を期しているところであります。

また、この施設の解体後の跡地利用につきましては、平成十三年三月二十二日に締結された施設存続の再延長協定により、都留・大月両市職員と地域住民で構成する「跡地利用プロジェクトチーム」において検討し、このプロジェクトチームにより提言される施設整備を期限内に実施することとなっております。

現在、プロジェクトチームにおける跡地利用の論議は収束に向かっており、まもなく提言をいただけるものと伺っ



旧大月都留広域事務組合の焼却施設

ておりますので、その内容を尊重するなかで跡地整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 都留文科大学の 安定経営について

**問** 少子化の折り、本年度は六百九十九人の入学者が有ったと伺いましたが、それは非常に喜ばしいことであり、それなりの努力の成果だと考えますが、来年のことは分からない状況に有るのではないかと思えます。大学の安定経営確保ため新学科の設置等考えているようですが、どのような学科を考えておられるのか、また、ある大学において、民間より有能な人材を導入して健全経営に成功している例もありませんが、その点どのようにお考えになるのかお伺い致します。

学生の卒業後の就職の善し悪しは、その大学の善し悪しにつながりますが就職率については、どのような状況にあるのか、また、卒業した学生たちがどのような役割を果たしているのか、それに向けて学校側はどのような努力をされているのかお伺い致します。

現在、新しい図書館の完成を目的の当たりとしており、完成後は、市民の利用も考えて



定員割れを起こす大学が年々増加し、大学存亡の岐路を迎え、それぞれの大学において生き残りをかけた真剣な取り組みが始まっています。

また、公立大学においても、自治体財政の厳しさから、住民の納得できる存在意義を明示することや時代の要請に因應する新たな教学戦略、さらには、それを支える堅固で健全な運営組織の再構築等が求められています。

おられるようですが、どのような形を考えているのでしょうか、大学と市民が一体となつて、都留文科大学の将来を考へることは、非常に大切なことであり、有効な利用についてをお願い致します。また、現在、大学の教授等が学生の確保にどのような形でかかわっているのかお伺いいたします。

大学の教授も大学の将来にむけて頑張っていくような方向づけをしていただくことをお願い致します。

**答** 最近における大学経営は、二〇〇二年の厚生労働省人口動態統計による戦後最低の出生率一・三二や統計開始以来、最低の出生数百十五万三千八百八十六人という数字を見るまでもなく、歯止めのかかない少子化が、大幅な受験生の減少へとつながり一段と厳しさを増しています。特に、私立大学においては、

しかし、将来的な受験人口減を考慮すると、安定的な受験生確保に限界があることも現実の問題であります。

このため、二十一世紀においても燦然と輝ける存在として躍進できるよう、大学に対し、新学部・新学科の設置や定員増などについて、総合的かつ具体的な検討を要請したところであります。

これを受け、学内に戦略的な事項について専門的に研究する企画委員会を設置し、様々な角度からの検討を開始してあります。

議員ご質問の新学科の内容についてありますが、環境系、福祉系などを中心に、将来における需要動向の分析や全国の大学で近年設置された新学科等の分析、更には開設費用と効果のバランスなど多くの内容を精査し、設置可能な新学部、新学科の検討が委員会において、なされているところであります。

次に、民間の人材の活用についてであります。大学の運営に民間のノウハウを導入する事は、効率的な運営を行う上で有効な手法の一つと考えられます。教学の面では、既に民間の研究所や企業などから、本学の非常勤講師として登用され、学生の指導に当たっています。しかし、経営面を見ると公立大学においては、一般行政の諸制度に抵触しないよう管理運営を行う必要があり、このことが障害となり、民間人活用が進まない現状にあります。

公立大学の活性化に不可欠な制度改革や意識改革を呼び起こす契機となる、地方独立行政法人法案が今国会に上程されています。

可決成立いたしますと平成十六年四月一日施行となり、各公立大学の独立法人に向けた動きが加速するものと思われま

す。この独立法人において、教

と経営は完全に分離され、大学自身の自主・自立性が高

まると同時に大学運営の大幅な改革が進められるものと考

えられます。特に、民間の人材登用に

ついては、経営組織を強化する

ため「役員会」に学外者の参

画が義務化されるなど大きく

進展するものと考えておりま

す。次に、学生の就職状況につ

いてであります。景気の先行

きが不透明感を増す中、採用

を手控える企業が多く、学生

の就職戦線もかつてない厳しい

情勢にあります。また、大

学新卒者については、人材を

厳選する動きが強まり、成長

分野の必要とされる即戦力は、

中途採用で補充するなど多様

化し、通年を通じた就職対応

が求められています。

また、受験生の大学選びの

基準として、大学の就職状況

が上げられ、受験生確保に大

きくかかわっています。就職

対策の強化は、大学の命運を

握っていると云っても過言で

はありません。このため、本

年度より民間企業を中心に活

動する就職アドバイザーを一

名増員し、企業への就職対策

を積極的に行うことといたし

ました。また、従来から実施して

おります、本学卒業の現職教員

による教員採用模擬面接会・

都道府県別採用状況説明会の

開催及び公務員・教員試験対

策講座・企業就職活動事前説

明会開催、企業の採用担当者

による説明会などに加え、来

年度からは公務員講座の通年

開催を検討しているところで

あります。

また、平成十四年度、都留

文科大学新卒者の就職率は、

八一・二パーセントで前年と

ほぼ横ばいの率で推移してお

ります。このうち、教員関係

が約三割、公務員関係に約一

割、民間企業に約六割が就職

しております。約十九パーセ

ントの未就職者については、本

学の卒業生には、就職希望の

学生が多く、最近、教職浪人

と称されるように、各都道府

県の教育委員会が新卒者より

二・三年臨時採用教員の経験

をした者を採用する傾向が強

いことに、その要因があるの

ではないかと考えられます。

この点を考慮すると就職面

では、健闘していると言える

のではないかと考えておりま

す。

次に、新図書館の有効利用

についてであります。新図書

館は、平成十六年四月の開館

へ向け、順調に工事が進捗し

現在六五パーセント程度の出

来高となっております。図書館

としての基本機能は、資料の

収集・提供・保存・利用者へ

のレファレンスサービスの充

実にあることは言うまでもあ

りませんが、新たな時代の図

書館として、情報ネットワー

クなどの技術に対応する電子

図書館であると共に、利用者

が知的な意味において集い、

交流し、憩える「文化的ひろ

ば」の性格や地域社会との連

携を形成する「地域図書館」

としての機能を発揮する必要

があります。

従前からの市民開放に加え、

昨年十月市立図書館のリニユ

ーアルオープンを契機に利用

者力ドの共通化を図り、利

用者の利便性の向上に努めて

おります。新図書館の完成に

より市民の皆さんの施設・設

備・資料・情報などのサービ

ス利用の向上、更には、図書

館を核に市民・学生・教員が

交流する新たな「文化発信の

拠点」として機能するものと

大いに期待しております。

大学と都留市は、大学の設

置者が都留市であると言う事

だけでなく、表裏一体の関係

であると考えています。大学

は地域経済にとっても、地域

社会にとっても、また、都留

市にとっても大きな存在であ

り、掛け替えの無い財産であ

## 障害者福祉について

ります。そして、今までも、またこ

れからもこの関係を継続して

いかなければならないと考

えております。そのためには、

議会・市民・大学・行政がこ

れまで以上に連携し、協力し

一丸となつて、大学を充実発

展させていくことが、求めら

れており、より一層のご理解

ご協力をお願いを申し上げます。

### 問

本年四月より、障害者の

支援費制度がスタート致

しました。これは従来の

「措置」から「契約」になつた

ただけではなく、これから

障害者は施設ではなく地域で

生活をなさうと言ふことで

あります。障害者が地域で生

活をして行くためには、多く

の福祉サービスが必要であり

ます。支援費制度がスタート

して早くも二カ月半になりま

すが、本市におけるサービス

と申請の状況についてお伺い

致します。

現在、障害者、特に知的障

害者がかかえている家庭の多

くは、親が高齢となり親なき

後、この子はどうなるのかと

行く末を案じ、それは深刻な

状況に有ります。障害者が地

域の中で生活をして行くため

には、知的障害者を理解して



建設中の都留文科大学附属図書館



くれる事業者を、いかに育てて行けるかが、地域生活を支える大きな鍵となります。グループホームやレスパイト等については、どのように考えておられるでしょうか。

都留市では、障害者が地域で生活して行くためのサービ

スについて数値目標があるのかどうかお伺い致します。

次に、その支援費制度を支えるものとして、市町村障害者支援事業があり、本市においては広域を踏まえる中で障害者生活支援センターが開設され、私は関係者の一人として本心に強く感じました。それは、障害者特に知的障害者が地域の中で生活をして行くためには、自分でケアプランを立てることが出来ませんので、専門のコーディネーター等が真剣に一人一人の障害者に接し、その人のニーズを的確にとらえ、対応していかなくてはならないからであります。ところが昨年十一月、突然、国の方針が変わり、これからは一般財源で各市町村で考えなさいとなった訳ですが、この「障害者生活支援センター」はご障害者のために必要不可欠なものであり、継続を願うものであります。当局はどのように考えておられるかお伺い致します。

次に、「障害者就業・生活支援センター」についてですが、現在、養護学校を卒業した人達の「行き場」がないという

ことであります。

現在は、養護学校からの企業への就職は非常に難しく、又授産施設等の「福祉的就業」に進むと、なかなか企業へは進めず、今はこの福祉作業所も満杯で、受け入れが出来ないと言つ現実があります。

昨年の障害者雇用促進法の改正により、「障害者就業・生活支援センター」が法定化されました。この障害者就業・生活支援センターの目的は、身近かな地域で雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うことであり、障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面での支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理、住居、余暇活動、福祉サービスの利用など、生活面の支援も併せて行うことが有効であるため、総合的な支援を行うこととしているものであります。

このような総合的な支援が、就職から職場定着の一連の過程で行なわれることは、特に知的障害の人にとって有効であると考えられます。障害者就業・生活支援センターは、福祉施設、労働関係機関や養護学校などの教育機関と、連携、協力、活用しながら支援を行うものであり、地域における就業、生活支援のネットワークの拠点となるものと考えられます。事業主に対して

も、障害者就業・生活支援センターは、実習、就職、職場定着に至る過程で、助言、相談などの支援を行い、企業にとつても心強い存在になるものと思えます。このような意味合いから、本市の福祉圏域に「障害者就業・生活支援センター」の設置を強く望むものであります。その点についてどのように考えておられるか、お伺い致します。

### 答

支援費制度の本市におけるサービ

ス利用状況につきましては、身体障害者居宅サービ

ス利用者十五人、施設サービ

次に、知的障害者の地域生活支援につきましては、知的障害者の皆さんが、地域で自立して生活するための受け皿としての、グループホームや家族支援のためのレスパイト事業につきましては、本市において必要で重要な事業と考えておりますので、現在市内の事業所に対しグループホームの設置とレスパイト事業の実施を、要請しているところであります。

次に、障害者サービスについての数値目標についてであります。

本市では、平成八年度から平成十七年度までの十年間に本市が行う障害者施策の目標である基本方針と具体的方策を示し、第四次都留市長期総合計画の部門計画とした「都留市障害者福祉計画」を平成八年に策定したところであります。

この計画は、長期的展望にたつて障害者の自立と社会参加を促進するための指針としたもので、数値目標は設定されておられません。

なお、この計画につきましては、制度改正の状況等考慮しながら、必要に応じ期間内にありましても見直しを、おこなつて行かなければ、ならないのではないかと考えております。

次に、障害者生活支援センターの存続についてであります。国においては、相談等の支援事業は、支援費制度の施行に伴い、全ての市町村で取り組まなければならない事業となったことにより、「支援センター」の設置されている市町村のみに対し補助金を出すのは適当ではない」との判断から、議員ご指摘のとおり平成十五年度から国庫補助金が廃止されたところであります。

しかし、本市におきましては、障害者支援センターの定着度や有効性を考慮するなかで、当面の間継続することといたしました。

次に障害者就業・生活支援センターについてであります。が、昨年五月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により、障害者就業・生活支援センターが四十七都道府県に一箇所づつ設置されることになりました。県ではこの改正に伴いまして、長坂町にあります社会福祉法人「八ヶ岳名水会」を、障害者就業・生活支援センターに指定し、雇用安定等事業については国が、生活支援事業については県が、各々委託しているところであります。

この事業につきましては、議員ご指摘のとおり障害者の皆さんの就業の促進や日常生活・社会生活の支援に、大変有効な事業であると認識しており、今後この事業の拡大について国・県に対して要望してまいりたいと考えております。

## 路線バスについて

**問** 市長は所信表明のなかで、路線バスの今後について、「廃止を容認するか、運行形態を精査した上で財政支援により維持するか、選択、あるいは新たな交通システムを確立する必要性に迫られている」とし、利用されないものではないかという立場から、市民・事業者・行政の三位一体による運行形態について市民の声を聞き検討したいと言っております。

三月議会で、私も市民の声をよく聞くべきだと主張しましたから、この市長の市勢は評価するものです。しかし、市民に提供されている情報は、これまでのところバス会社が明らかにした赤字額、つまり市に負担が求められている三千五百二十四万円だけです。これが高いのか安いのか、市民は判断しにくいのではないのでしょうか。

路線バスの存廃は全国的な課題ですから、必ず先進自治体はあるものです。たとえば独自にマイクローバスなどを運行している福岡の豊前市や「ムーバス」を運行している東京・武蔵野市のような例です。豊前市は、道路運送法八十条の規定を利用した経営で、かつてバス会社に払っていた額よりも少ない費用ですみ、か

つ市民に喜ばれていると思います。

この問題では車両購入費や初年度開設費の一部を県が負担した場合、国がその二分の一を補助する制度があるのですが、山梨県の考え方はどうなのでしょうか。そもそも市民の移動する権利を保障するのは都市としての基盤にかかわる問題であり、先進国では動く公共施設という位置づけだといえます。つまり自治体は市民の移動する権利を保障する義務があるということ、都市の中を移動するための手段としてのバスなどは利用料無料というのが普通と聞いています。

いずれにしても都留市の場合で考えれば、市が市の責任においてなんらかの手立てを講じなければならぬことは明らかです。当局もいろいろ検討されていると思いますが、これまでの検討内容、さらに



他の自治体の例や、独自のバスを運行させた場合の費用の試算など、市民が判断できるための情報を積極的に提供するように求めます。

この問題には受身でなく、まちづくりの重要なテーマとして、つまり特色あるバス運行が市民に歓迎され、話題になるというような結果を生み出すことをめざし、積極的な姿勢で臨むべきだと思います。市長の答弁を求めます。

**答** 路線バス事業は利用者の減少により、厳しい経営状況となっており、国・地方を通じ地域のニーズに応じた生活交通サービスをいかに確保していくかが大きな課題となつていきます。

生活交通の確保については、国はナショナルミニマムの観点から、地方公共団体は地域の生活の足の確保やまちづくりの観点から、それぞれの立場に基づいて必要な方策を的確に分担・協調して講じることを求められており、地方分権の一環としても位置づけられております。

このため、国及び県においては、広域のかつ幹線的路線の路線維持費とその路線を運行するために使用する車両の購入費について、それぞれ二分の一を負担することになっており、本市に係る路線では都留市駅から富士吉田駅を往復している路線がこの対象となっております。

国庫補助対象路線以外の路線については、各市町村の責任において対応していくことが求められているところでありますが、このうち、運行形態は国庫補助対象でありながら、一日の輸送量が少ないため国庫補助対象とならない路線については、市町村が補助した額の二分の一を山梨県が補助する制度があります。

本市においては、道志村、秋山村及び大月市へ運行する路線がこの対象となりますが、これらについては関係市町村と連携を取りながら検討していく必要があると考えています。

なお、この県単独補助制度は当該運行費補助の対象となつた年度から二カ年を限度として補助することになっていくため、本市としても県市長会を通じ、時限の廃止を求めているところであります。

それ以外の路線については、それぞれの地域の責任において対応を考えていくこととなりますが、地域の足の確保という観点から、必要とするバス交通サービスの見極めを行い、真に必要なとされるものについては、スクールバスの活用や乗合タクシーの導入等も含めた効率的な運送形態の選択、バス事業者の経営効率化の促進、利用促進策など、市民の皆様の声をお聞きする中で、様々な選択肢の中から地域住民のニーズに合った運行サービスを構築していく必要

があると考えています。いずれにいたしましても、現在のサービス水準をそのまま維持することは困難であります。

事業者がバスを「走らせていた」時代は終わり、事業者と行政のみならず市民も含めて、三位一体によりバスを「走らせる」時代が到来したことを認識し、結論を出していく必要があると考えています。

## 電子自治体の基盤づくりについて

**問** 二点について伺いたいと思います。

一つはインターネット整備が市民生活の利便性の向上とどうつながるかという問題です。たとえば自宅にいて都留市の情報を得ようとすればパソコンでインターネットに接続しなければなりません。この点は市外の人と同じです。国の補助があつたにして、多額の費用をかけた都留市の市民も市外の人もなにも変わらないというのには解せない話です。この疑問を解消するためには自宅とインターネットが直接、接続されることが必要だと思いますが、そういう認識でよいのか、もしそうであるなら将来そのようになるのかどうか。

ITとか情報とかいうと私などは難しい問題で、できた



ら避けて通りたいたいと思っ  
てるものですから、ぜひ、分  
りやすい答弁をいただきたい  
と思います。

もう一つはCATVのネット  
トワークの問題です。都留市  
では今日も撮影に見えていま  
すが、都留市テレビ利用者組  
合があり、議会のようすや医  
療講話などが放映されていま  
す。医療講話は分かりやすく、  
好評だと聞いています。市内  
の医師にたいする信頼が高ま  
るといふ副次的効果もあるの  
ではないかと思えます。

問題はこのネットワークが  
都留市という名称を冠しなが  
ら市内全域には及んでいない  
ということ。住む地域によ  
ってせつかくの事業の恩恵  
が受けられないというのは残  
念なこと。保健師など、  
市の職員も医療講話には出演  
しているのですから、見る権  
利があり、市はそれを保障す  
る責任があると思えますがい  
かがでしょうか。そうだとす  
れば市はこのネットワークを  
全市に広げるために指導性を、  
発揮すべきだと思えますがい  
かがでしょうか。

現状の認識と将来の構想に  
ついて問うものです。

**答** イントラネットとは、イ  
ンターネットの仕組みを使  
い、情報を組織内だけで使  
えるようにしたものでありま  
す。

インターネットが世界中に  
接続できるネットワークであ

るのに対し、イントラネット  
はその組織内だけで接続され  
るネットワークであり、提供  
すべき情報は、ホームページ  
を通じてインターネット上で  
提供するのに対し、守るべき  
情報については接続制限を加  
えて、組織外と遮断する必要  
があります。

即ち外部から簡単にイント  
ラネットに接続されることは、  
組織にしてみればセキュリティ  
の崩壊をもたらします。

本市が構築したイントラネッ  
ト網は、公共施設間を接続す  
る光ファイバとNTT専用回  
線、施設内を接続するLAN  
(ラン)と呼ばれる通信網から  
構成されます。

これにより情報未来館や図  
書館、東桂地域コミュニティ  
センターなどの公共施設に設  
置したパソコンから市民の皆  
様がインターネットに接続し、  
世界中の情報を見ることや、  
情報未来館や図書館内のイン  
トラネットに接続し、その中  
で流通している情報を得るこ  
とができます。

しかし、仮に市民の皆様が  
自宅にあるパソコンとイント  
ラネットとを直接接続した場  
合、設備投資とセキュリティ  
確保のために膨大な費用と高  
度な技術を要することになり、  
現実的ではありません。

電子自治体の構築による市民  
の利便性の向上は、インター  
ネットによってもたらされま  
す。

そして、その情報を構築す  
るのは職員一人ひとりに整備  
したパソコンからであり、そ  
の情報はイントラネット上で  
流通し、インターネット上で  
提供されることとなります。

次にCATVのネットワー  
ク問題についてお答えします。

本市で活動しております都留  
市テレビ利用者組合について  
は、行政情報のお知らせや議  
会放映、医療講話など、市民  
にとつても行政にとつても有  
意義な情報を提供しているこ  
とは承知しておりますが、市  
内の全地域を網羅していない  
のが現状であります。

この問題につきましては、  
昨年開催した都留市行政改革  
推進委員会の中でも都留市テ  
レビ利用者組合を市内全域に  
広げ、行政情報を提供した  
らどうかという意見をいただ  
いたところでもあります。

本市といたしましては、こ  
のメディアに対する市民の皆  
様の需要は高いものと認識し  
ており、先般当組合が将来の  
地上デジタル放送への対応を  
見据え、事務所を移転したい  
との申し出の際にも、将来市  
内全域をカバーできるように  
全力で取り組むことを条件と  
いたしました。市有地の使用

貸借について同意した経緯も  
あります。

テレビ電波受信状況の悪い本  
市においては、CATVは快  
適なテレビ環境を実現するた  
めの有効な通信媒体でありま  
す。

また、今後予定されている  
地上デジタル放送時代におい  
ても、CATVは大きな役割  
を果たすものであります。テ  
レビ放映が大きな転機を迎え  
る中、今後とも、関係機関と  
連携を図る中で、この問題に  
対して取り組んでまいりたい  
と考えております。

## サルの被害の防止 について

**問** 今年もサルの被害が出て  
います。地域によっては

作る端からサルに持っていか  
れて、バカらしいから野菜作  
りをやめたという人もいます。  
この問題については議会で何  
度も論じてきていますが、な  
かなか妙案はないようですが、  
初めに電気柵などの活用はす  
ずんでいるかどうかを伺いま  
す。これまでも触れてきまし  
たが、これが有効であれば、  
さらに市民に補助制度を知ら  
せることが必要です。

いろいろ検討してきました  
が、地元の意見などを聞くこ  
と、やはり人が直接監視するの  
がもっとも有効なようです。し  
かし、個人で一日中監視する



ことなどできません。こうし  
たなかで出た一つの考え方が、  
市が直接一定の人数を配置し、  
サルの出没する地域を巡回し  
て監視するという方法です。  
若い人で職がない人もいると  
思います。季節限定のアルパ  
イトにならざるを得ませんが、  
一定の人数をこれに採用すれ  
ば雇用対策にもなります。パ  
イクと無線が携帯電話があれ  
ば、連絡を取り合い、効果的  
にサルを追い払うことができ  
ると思えます。

野菜をサルに食べられてし  
まう被害額、野菜作りを断念  
した被害額は相当なものだ  
と思います。サル知恵といま  
すが、そのサル知恵にかなわ  
ないでサルにやられっぱなし  
というのも情けないのですが、  
サルのほうは生きるために必  
死です。人間も必死になつて

農業を守るといふ立場に立たなければ勝ち目はないと思えます。

里山にゴルフ場をたくさん作ったからサルが里に下りてくるようになったという見方もあります。そうであれば市の責任は重大です。あらためて、サル対策について真剣に検討されるよう期待し答弁を求めます。

**答** 近年、猿などによる農林産物への被害が増加し、農家の生産意欲の喪失など、大変深刻な問題となっております。

このため、本市では、東部猟友会都留支部のご協力をいただくなか、年間を通して駆除を行うと共に、サウンドパUNCHャーの市民への貸し出しや複数の農家が共同で防護柵を設置する場合は、市単独で購入する資材の七五パーセントの補助を行う、有害鳥獣対策防除事業を実施しているところでもあります。

電気柵につきましては、小動物による漏電や施工ミス、ガイシ（碍子）の破損などにより稼働率が悪くなるといった問題もありますが、適切な使用と維持管理によりイノシシに対しては高い効果が得られているところがあります。

しかしながら、サルによる被害にはこれといった効果が得られていない状況にあります。アルバイトによる巡回・監

視につきましては、被害予想地区の把握やその対策方法、また、財政状況等を踏まえた中で考えますと大変難しいものと考えております。

そのため、農業委員会にお願いをする中で、委員の皆様による担当地区の巡回や被害状況の調査等の実施について検討してまいりたいと考えております。

鳥獣による農林産物への被害は、鳥獣の種類によって被害作物や被害時期が異なることから、効果的な被害防除のためには、被害発生の原因である鳥獣の生態に応じた対策を行うことが重要であります。

近く、県環境科学研究所において、都留市一円で、猿の生態調査を実施していただけるとの事でありますので、その調査結果を踏まえたうえで、効果的な対策を検討するとともに、県に対し、野生動物との共生の観点から、人と自然が共生する森林整備の促進のお願いと併せて、鳥獣の駆除・防除対策への財政支援の拡充を要望してまいりたいと考えております。



### 議員視察研修

六月十三日に大月市梁川に建設中の桂川流域下水道終末処理場「桂川清流センター」の視察研修をいたしました。

このセンターは、富士吉田市の一部、西桂町、都留市、大月市、上野原町の三市二町村の下水を処理する施設になっていきます。平成十六年より供用開始の予定で、全体計画は平成二十二年の完成が予定されています。

環境問題が多く叫ばれている今日、このセンターが公害のない処理施設であるよう関心を持って見守って行きたいと思えます。



### 請願の審査結果

平成十五年請願第八号（採択）  
義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願

請願者  
山梨県都留市戸沢一九七  
南都留地区PTA協議会  
会長 志村克巳ほか

平成十五年請願第九号（採択）

郵便投票制度等の改正を求める意見書の提出を求める請願

請願者  
山梨県都留市平栗一〇二一六四  
中原正彦

平成十五年請願第十号（採択）

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出を求める請願

請願者  
山梨県都留市平栗一〇二一六四  
中原正彦



# 意見書

6月27日の本会議において、次の意見書が可決され、関係各機関へ送付しました。

## 議員提出意見書第五号

### 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための意見書

義務教育費国庫負担制度は、昭和二十八年以降制度化され、我が国の義務教育の推進と充実に、大きな貢献をしてきた。しかし、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律により、それまで国庫負担制度の中で措置されてきた旅費と教材費等が適用除外され、一般財源化されている。

現行の義務教育費国庫負担制度は、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与を中心に構成されている。また、一九九七年の地方分権推進委員会の第二次勧告では、「経常的な国庫負担金についてはその対象を生活保護や義務教育費等の真に国が義務的に行うべきと考えられる分野に限定する。」と示し義務教育の財政措置上の重要性を認めている。しかし、政府は国の財政再建方針ともあいまって、義務教育費国庫負担制度の見直し論を強めている。学校運営を支えている学校事務職員及び学校栄養職員を国庫負担の対象外とすることは、義務教育制度の根幹にふれるものであり、学校運営にも大きな影響を及ぼすものである。さる三月二十八日に可決・成立した義務教育費国庫負担改正案では、様々な議論があったものの共済費と公務災害補償基金負担金を一般財源化することで決着が図られ、栄養職員・事務職員を含めて義務教育費国庫負担制度を堅持する旨の付帯決議がなされた。六月十八日の政府の経済財政諮問会議で、「三位一体」の改革の基本方針原案が示されたが、予断を許さない状況が続いている。義務教育費国庫負担制度が維持されなければ、義務教育の推進に重大な影響を及ぼすことは必死である。

よって、義務教育費国庫負担制度の現行水準を維持し、教育の機会均等が引き続き確保されるよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年六月二十七日

提出先

文部科学大臣・財務大臣・総務大臣

都留市議会議長 上杉 実

## 議員提出意見書第六号

### 郵便投票制度等の改正を求める意見書

平成十四年十一月二十八日、在宅療養中のALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が、「郵便投票において代筆が認められない現行の選挙制度は法の下の平等に反する」として国家賠償等を求めていた訴訟の判決が、東京地裁で下された。判決は原告の訴えを退けたものの、その傍論の中で、「原告等が選挙権を行使できる投票制度が無かったことは憲法違反と言わざるを得ない」と指摘している。

また、平成十五年二月十日、対人恐怖症で投票所に行けない知的障害者の男性が、「郵便投票制度を重度身体障害者に限った選挙制度は憲法違反である」として、国家賠償等を求めた訴訟においても、大阪地裁により判決が下され、原告の訴えは退けられたが、判決の傍論において「現行制度は憲法の趣旨に照らして完全ではなく、在宅投票の対象拡大などの方向で改善が図られてしかるべきものである」と行政の制度改善の努力が求められたところである。

これらの判決に関し福田官房長官も「投票困難な方々の投票機会を確保することは重要な課題と認識している」と発言している。

よって、下記のとおり法整備を含め所要の措置を早急に講じ、投票権の行使の障壁を一刻も早く取り除くべきである。

- 一、障害者や難病者、要介護の高齢者等、郵便投票の対象者の拡大を図ること。
- 二、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者等、自筆が困難な人のために代理投票制度の導入等、投票機会の確保を図ること。
- 三、現在の郵便投票制度における資格証明や申請手続き等の簡素化を図るなど、障害者の方々が容易に投票できるように改善を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年六月二十七日

提出先

衆参両院議長・内閣総理大臣・総務大臣

都留市議会議長 上杉 実

議員提出意見書第七号

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による拉致被害者五人が、二十四年ぶりの帰国を果してから半年以上が経過した。この間、北朝鮮は、「拉致事件があったこと」を公式に認めていながら、子どもたちなど被害者家族の早期帰国や被害者家族が求める死亡したとされる家族についての情報提供の要請などの声に耳を傾けることなく、こう着状態が続いていることは誠に遺憾である。そのため、いまだに拉致被害者の方々は家族離散という、つらい現実には耐えながら祖国・日本での生活を送っている。

日本人位致問題は、北朝鮮によるわが国の主権を侵害した国家犯罪であると共に、人道に反する犯罪である。このことは国連人権委員会においても四月十六日、北朝鮮の人権状況を非難する決議（EUと日本、米国などが共同提案）が初めて採択され、北朝鮮の無法と非道を公式に認めたところである。同決議においては、日本人や韓国人の拉致事件についても具体的に言及し、迅速に「まだ解決されていない全ての問題を明確、かつ、透明な形で解決する」ことを求めている。北朝鮮は、速やかにわが国と国連人権委員会の要求に応じるべきである。政府としても、拉致被害者及びご家族の方々の思いを受け止め、北朝鮮に対し強い態度で迫り、被害者家族の帰国実現をはじめとする位致問題の早期解決に全力をあげるべきである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年六月二十七日

都留市議会議長 上杉 実

提出先

衆参両院議長・内閣総理大臣・外務大臣

議員提出意見書第八号

地方財源の充実強化を基本とする「三位一体の改革」を求める意見書

六月十八日、経済財政諮問会議に示された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇一三」（骨太の方針・第三弾）の原案は、地方への税源移譲を増税まで先送りするという地方分権改革推進会議の「意見書」の立場そのものは盛り込まれなかったものの、国民の基本的権利と地方自治体の財政運営にとって大きな危惧をもたざるをえない。

国庫補助負担金の廃止・縮減では、重点項目として義務教育費国庫負担制度や保育所関係の負担金が明記され、税源移譲も「八割程度」にとどめ、「全額移譲」の義務的事業についても「徹底的な効率化」を前提とする一方、地方交付税の財源保障機能の縮小と総額抑制を明記している。これでは、国の責任の後退と地方自治体への財源保障の縮小につながりかねない。地方自治を拡充し、真に地方分権時代を確立するためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国におかれては、地方の実情や意見に十分配慮し、地方の役割に見合った地方税財源の充実強化・地方交付税の堅持を基本として、真の地方分権確立にふさわしい地方行財政制度を構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年六月二十七日

都留市議会議長 上杉 実

提出先

衆参両院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣  
金融経済財政大臣

新会派結成

会派の構成  
次の会派が結成されました。

都フォーラム  
ビジョン<sup>21</sup>  
公明党  
日本共産党

七月三十一日現在の構成  
議員は次のとおりです。

都フォーラム

代表 郷田 至 議員  
谷内 秀春 議員  
近藤 明忠 議員  
小林 歳男 議員  
小倉 康生 議員  
小俣 義之 議員  
奥秋くに子 議員  
藤江 厚夫 議員  
梶原 清 議員  
堀口 良昭 議員  
代表 ビジョン<sup>21</sup>  
熊坂栄太郎 議員  
国田 正己 議員  
武藤 朝雄 議員

日本共産党

小林 義孝 議員

公明党

谷垣 喜一 議員

無会派

上杉 実 議員  
米山 博光 議員  
小俣 武 議員  
杉本 光男 議員  
内藤 季行 議員  
杉山 肇 議員  
水岸 富美男 議員



# 議案議決結果

## 市長提出

### 5月臨時会

承第 4号	専決処分の承認を求める件（都留市税条例中改正の件）	5月13日	承認
承第 5号	専決処分の承認を求める件（都留市国民健康保険税条例中改正の件）	5月13日	承認
承第 6号	専決処分の承認を求める件（都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件）	5月13日	承認
承第 7号	専決処分の承認を求める件（都留市特別土地保有税審議会条例廃止の件）	5月13日	承認
承第 8号	専決処分の承認を求める件 （平成14年度山梨県都留市一般会計補正予算「第12号」）	5月13日	承認
承第 9号	専決処分の承認を求める件 （平成14年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」）	5月13日	承認
承第10号	専決処分の承認を求める件 （平成14年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」）	5月13日	承認
承第11号	専決処分の承認を求める件 （平成14年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算「第2号」）	5月13日	承認
議第48号	監査委員の選任について同意を求める件	5月13日	同意

### 6月定例会

議第49号	都留市手数料条例中改正の件	6月27日	可決
議第50号	都留市国民健康保険税条例中改正の件	6月27日	可決
議第51号	都留市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件	6月27日	可決
議第52号	市道の路線の認定及び廃止の件	6月27日	認定
議第53号	平成15年度山梨県都留市一般会計補正予算「第1号」	6月27日	可決
議第54号	平成15年度都留市水道事業会計補正予算「第1号」	6月27日	可決
議第55号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	6月13日	同意
議第56号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	6月13日	同意
議第57号	桑代沢外17恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について同意を求める件	6月13日	同意

## 議員提出

意見書案第5号	義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための意見書	6月27日	可決
意見書案第6号	郵便投票制度等の改正を求める意見書	6月27日	可決
意見書案第7号	北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書	6月27日	可決
意見書案第8号	地方財源の充実強化を基本とする「三位一体の改革」を求める意見書	6月27日	可決

# 人事案件

議員から選出する

監督委員に

小倉 康生氏



五月十三日の本会議で、議員のうちから選出する監督委員に小倉氏が満場一致で同意されました。

都留市つる二丁目十五ー二十

小倉 康生

昭和十七年三月五日生

教育委員会委員に

上野 祐三氏

六月十三日の本会議で、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で上野氏が同意されました。

都留市四日市場一〇八八番地

上野 祐三

昭和七年八月十日生

固定資産評価員に

鈴木 益勇氏

六月十三日の本会議で、固定資産評価員の任命について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で鈴木氏が同意されました。

都留市上谷二丁目六一ー二

鈴木 益勇

昭和十九年七月八日生

桑代沢外十七恩賜林保護財産区管理会委員の選任

六月十三日の本会議で、財産区管理会委員の任期満了に伴い、選任について議会の同意が求められ、次の方々が同意されました。

大幡二〇八三番地 天野英太

大幡一六二九番地 園田寅次

大幡四五五一番地 高部英一

つる五一一五 鈴木 登

夏狩一八四八番地 菊地健三

平栗七八三番地 奥秋皎明

中津森三六六番地 田中幸雄

# 永年勤続議員表彰

このたび、全国・関東・山梨県の各市議会議長会から、永年にわたり市政発展に尽くされた功績により小林義孝議員に二十五年勤続として、表彰状と記念品が贈られました。

小林義孝議員

(二十五年勤続)

社会常任委員長、経済建設常任委員長などを歴任



# 議会 会 日 誌



4月	7日(月)	都留文科大学入学式	4日(水)	第69回関東市議会議長会定期総会(八王子市)
	16日(水)	大月都留広域事務組合「まるたの森グリーンセンター」竣工式	10日(火)	議会運営委員会
	27日(日)	都留市議会議員選挙市議会議員当選証書付与式	13日(金)	六月定例会(開会)
	28日(月)		19日(木)	六月定例会(一般質問)
	29日(火)	市制施行49周年記念式典	23日(月)	全国市議会議長会定期総会(東京都)
5月	8日(木)	議員全員協議会	27日(金)	総務常任委員会
	13日(火)	臨時市議会	24日(火)	社会常任委員会
	15日(木)	山梨県市議会議長会正副会長事務局長会議	26日(木)	経済建設常任委員会
	20日(火)	第229回山梨県市議会議長会定期総会(斐崎市)	27日(金)	栃木県大平町行政視察来市
	21日(水)	総務常任委員会協議会		六月定例会(閉会)
	22日(木)	社会常任委員会協議会		
	23日(金)	経済建設常任委員会協議会		

